

4月1日
から

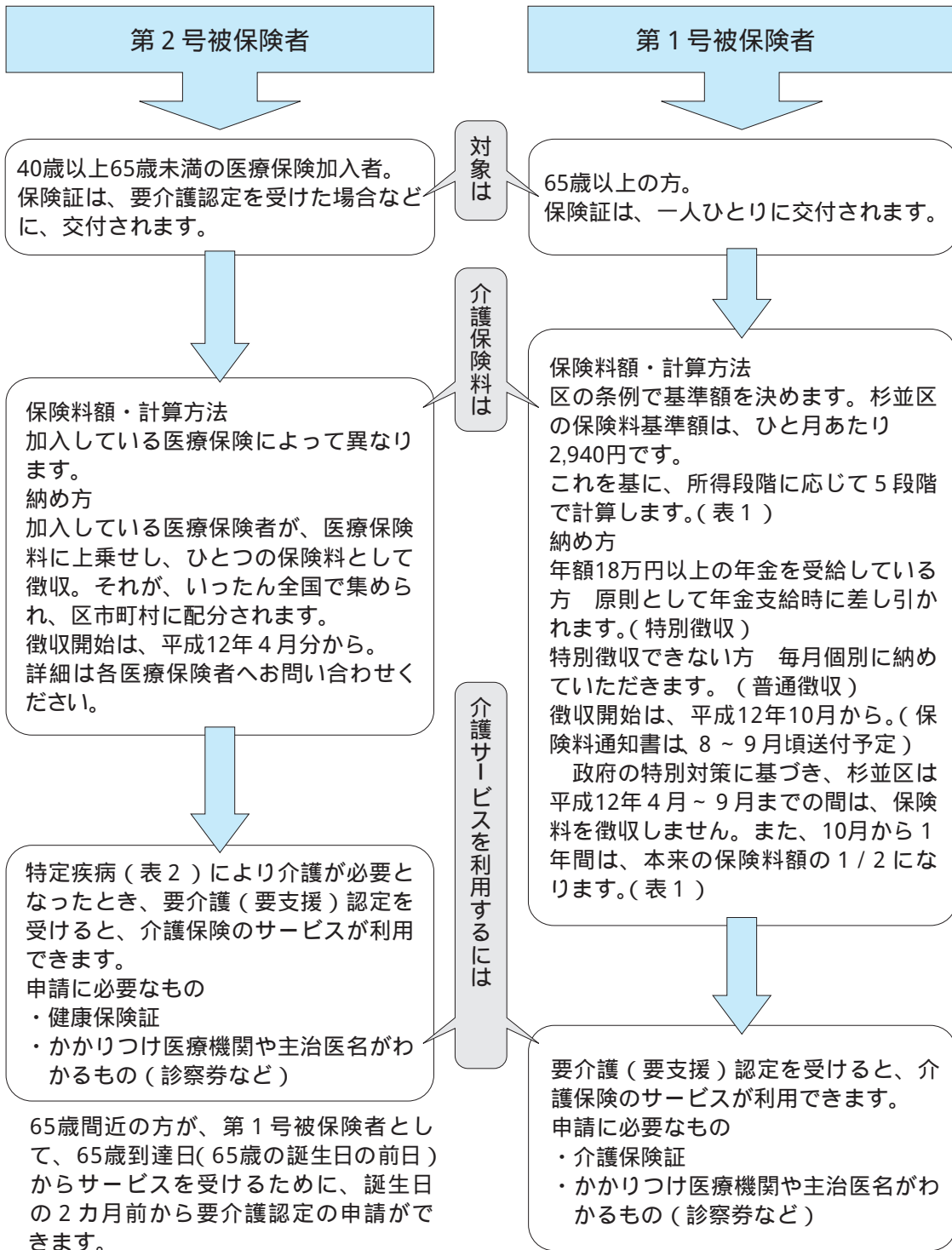
介護を社会全体で支えるしくみ

介護保険制度 が始まります

4月1日から介護保険制度が始まります。これに伴い、高齢者福祉サービスや障害者福祉サービスの一部も変わります。この号では、介護保険制度の内容と高齢者福祉サービス・障害者福祉サービスの変更点をご紹介しますとともに、杉並区の介護保険事業の基本となる「保健・福祉計画」「介護保険事業計画」についてお知らせします。

介護保険制度のあらまし

介護保険の資格・保険料・サービス利用について



40歳以上の方は、介護保険に加入することになります

介護保険に加入するのは、杉並区に住所(住民登録・外国人登録)のある40歳以上の方です。法律により、全員が手続きすることなく被保険者になります。(ただし、特定の施設に入所している場合は除きます)
年齢により、保険料・介護サービスの利用など、違いがあります。(左図参照)
問い合わせは、介護保険課へ。

表1 第1号被保険者の保険料額

所得段階	生活保護受給者等 住民税非課税(世帯) 住民税非課税(本人) 住民税課税(所得250万円未満) 住民税課税(所得250万円以上)	保険料月額(1人あたり)	
		12年10月～13年9月	13年10月以降
第1段階	生活保護受給者等	740円	1,470円
第2段階	住民税非課税(世帯)	1,110円	2,205円
第3段階	住民税非課税(本人)	1,470円	2,940円
第4段階	住民税課税(所得250万円未満)	1,840円	3,675円
第5段階	住民税課税(所得250万円以上)	2,210円	4,410円

上記の金額は端数処理により若干異なる場合があります。

表2 特定疾病一覧

筋萎縮性側索硬化症	後縦靭帯骨化症	骨折を伴う骨粗鬆症	シャイ・ドレーガー症候群	初老期における痴呆	脊髄小脳変性症	脊髄管狭窄症	脊柱管狭窄症	早老症	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症	脳血管疾患	パーキンソン病	閉塞性動脈硬化症	慢性閉塞性肺疾患	慢性閉塞性肺疾患	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
-----------	---------	-----------	--------------	-----------	---------	--------	--------	-----	-------------------------	-------	---------	----------	----------	----------	-----------------------------

4月中の土曜・日曜日、 介護保険電話相談窓口

区では、新しい制度を円滑にスタートさせるため、区民の方や事業者などからの問い合わせにお答えしますのでご利用ください。
日時：4月中の土曜・日曜日 午前9時～午後5時
(ただし、4月1日・2日は午前8時30分～午後7時)
電話番号 **3315 - 3853(臨時)**
4月中の土曜・日曜日だけの臨時電話番号です。ご注意ください。

介護保険サービスの利用のしくみ

介護サービスが必要になったら…

認定を受けたら…

サービスを利用するとき
は、要介護認定の申請を
介護保険のサービスは、日
常生活に何らかの介護サ
ビスが必要になったとき、
左図の手続きにより利用す
ることになります。

在宅でサービスを受ける
場合
介護サービス計画の作成

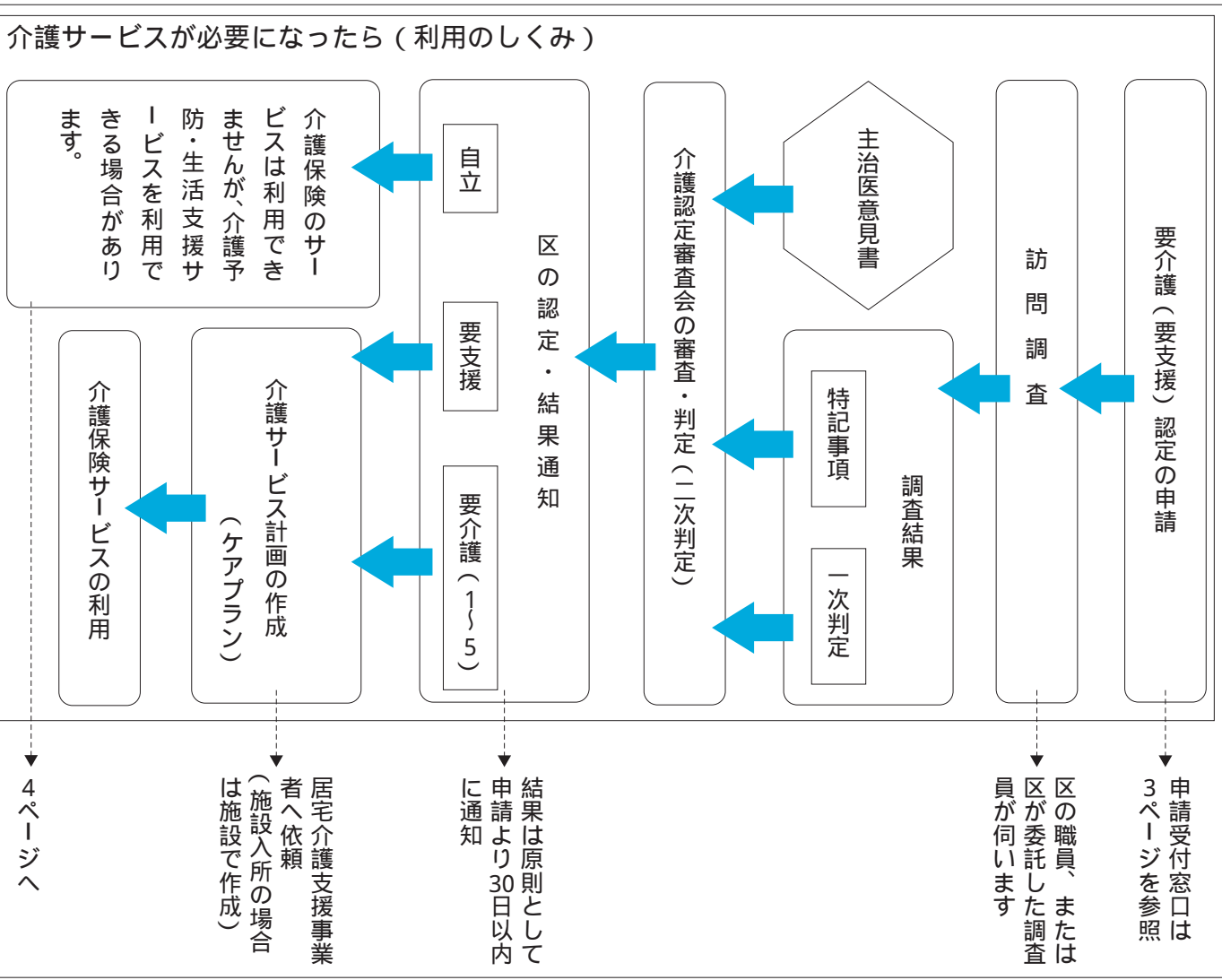


表1 介護保険で受けられるサービスの種類

在宅(居宅)サービス	
訪問通所サービス	
訪問介護(ホームヘルパーによる介護や家事援助)	
訪問入浴介護(自宅を訪問しての入浴サービス)	
訪問看護(看護婦等が訪問し療養上の世話)	
通所介護(施設での介護サービスや機能訓練:デイサービス/日帰り)	
通所リハビリテーション(病院等での介護サービスや機能訓練:デイケア/日帰り)	
福祉用具の貸与(車いす・特殊寝台等の貸与)	
訪問リハビリテーション(専門家の訪問によるリハビリ)	
短期入所サービス	
短期入所生活介護(特別養護老人ホームでのショートステイ)	
短期入所療養介護(老人保健施設・療養型病床群などのショートステイ)	
その他の居宅サービス	
福祉用具購入費の支給(入浴や排せつ等のための福祉用具購入費用の補助)	
住宅改修費の支給(手すりの取付け等小規模な住宅改修費用の補助)	
居宅療養管理指導(医師・歯科医師等による療養上の管理・指導)	
痴呆対応型共同生活介護(痴呆性老人のグループホーム)	
特定施設入所者生活介護(有料老人ホーム等における介護)	
施設サービス	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	
介護老人保健施設(老人保健施設)	
介護療養型医療施設(療養型病床群など)	

痴呆対応型共同生活介護および施設サービスは、要介護度1~5の認定を受けた方のみ利用できます。
= 区内の通所介護(デイサービス)施設は次ページ表のとおりです。

要介護(要支援)認定を受けたら、「いつ、どんなサービスを受けるか」という居宅サービス計画(ケアプラン)を立てます。(サービスの種類は表1のとおり) ケアプランの作成は、居宅介護支援事業者に依頼することが出来ます。事業者(ケアマネージャー)が、利用者の希望に基づき、支給限度基準額(表2)を考慮して、ケアプランを作成

サービスの利用 ケアプランに基づいて居宅サービス事業者からサービスを受けます。利用に当たっては、利用者が直接事業者と契約をします。 サービス利用には、一割

自己負担があり、サービス事業者へ支払います。施設でサービスを受ける場合は、介護保険の施設は、三種類あります(表1)。利用は、施設に直接申し込みます。入所中のケアプランは、

表2 居宅サービスの支給限度基準額

要介護度	訪問通所サービス	短期入所サービス
	支給限度基準額(月単位) (23区の平均利用額)	短期入所限度日数 (6カ月あたり)
要支援	64,300円	7日
要介護1	175,400円	14日
要介護2	205,800円	14日
要介護3	283,200円	21日
要介護4	323,900円	21日
要介護5	379,500円	42日

表3 高額介護サービス費の基準

所得	上限額
一般世帯	37,200円
区民税世帯非課税等	24,600円
老齢福祉年金受給者等	15,000円

施設で作成します。利用者は、一割の自己負担のほか、食費・日常生活費(理美容代等)を施設へ支払います。

要介護認定や、サービス・事業者に関する苦情・相談

介護保険法では、要介護認定等に関する不服は、東京都介護保険審査会への審査請求、事業者等に対する不服は、東京都国民健康保険団体連合会への申し立てという制度があります。区では、問題解決のための調整や適切な窓口案内を行いますので、まず区の窓口にご相談ください。

要介護認定の更新・再申請

要介護認定には、有効期間が定められています。期間満了の前月には、更新のお知らせを送付しますので、更新申請をしてください。それ以前であっても、心身の状態が変化した場合には、再申請を行うことができます。

ご利用ください 通所介護(デイサービス)施設

施設数、定員が増えて利用しやすくなりました。
申し込み・問い合わせは、下表の各施設へ。

名称	所在地	電話番号
和田ふれあいの家	和田 3 52 4	3312 9556
第二南陽園高齢者在宅サービスセンター	高井戸西 1 12 1	3334 2140
高円寺北ふれあいの家	高円寺北 3 20 8	3330 4903
南陽園高齢者在宅サービスセンター	高井戸西 1 12 1	3334 2743
清水ふれあいの家	清水 3 22 4	3394 0455
和泉ふれあいの家	和泉 4 40 31	3321 4808
下井草ふれあいの家	下井草 4 22 4	3390 8074
荻窪ふれあいの家	荻窪 2 29 3	3220 9637
上荻ふれあいの家	上荻 2 26 7	3301 2256
阿佐谷北ふれあいの家	阿佐谷北 1 2 1	3338 8630
松ノ木ふれあいの家	松ノ木 2 14 3	3318 2660
上井草ふれあいの家	上井草 3 33 10	3394 1094
アースの森高円寺デイサービスセンター	高円寺北 2 14 26	5327 3701
ハッピー高井戸デイサービスセンター	上高井戸 3 6 9	5316 6680
すぎなみ天沼デイサービスセンター	本天沼 3 44 12	5311 5621
桃三ふれあいの家	西荻北 2 10 7	5311 3631
八成ふれあいの家	井草 2 25 4	5311 3637
大宮ふれあいの家	堀ノ内 1 16 38	5377 7025
永福ふれあいの家	永福 2 14 20	3327 5811
和田堀ホーム	和田 2 27 8	3316 2943
沓掛ホーム	本天沼 3 34 28	3395 0900
川内介護支援サービス	堀ノ内 3 52 22	3311 7821
(仮称)宮前ふれあいの家	宮前 5 17 15	12年9月 開設予定
(仮称)方南ふれあいの家	方南 1 52 14	13年2月 開設予定
(仮称)松溪ふれあいの家	荻窪 2 3 1	

= 12年4月に開設

負担が大変なときは...

利用者負担には各種軽減制度があります

高額介護サービス費

一部の利用者負担には、上限が設けられています。その上限を超えた分は、手続きすることにより「高額介護サービス費」として保険から払い戻されます。この基準額は、所得により三段階になっています(2ページ表3)。

ホームヘルプサービスの現行利用者への負担減額

平成11年度に区のホームヘルプサービスを利用されている方が介護保険で訪問介護(ホームヘルプサービス)を利用する場合、利用

者負担が10%から3%に軽減されます。

生計中心者が所得税非課税等の要件があります。事前に認定証の交付を受けておく必要があります。

施設サービス利用者の減額

介護保険施設に入所・入院中にかかる利用者負担のうち、食費については、住民税世帯非課税等の方の場合、減額となります。事前に区へ減額認定の申請が必要です。

また、平成12年3月31日以前から特別養護老人ホームに入所している方は、現行の費用徴収額を上回らないよう、五年間の経過措置

があります。(利用者負担・食費の減免)

社会福祉法人による利用者負担の減免

介護保険事業を行う社会福祉法人が、施設や在宅のサービスについて、独自に、所得の低い方の利用者負担を減免した場合、その費用の一部を国や都・区が助成します。

法人がこの減免を実施する場合、対象となる利用者は、区が発行する「確認証」を提示することとなります。

貸付制度

高額介護サービス費などが支給されるまで、利用者が一時的に負担する資金を貸し付ける、「高額介護サービス費等資金貸付」制度があります。

基準該当事業について

介護サービス事業者になるためには、都の指定を受ける必要があります。

法人格のない団体や一定の水準を満たす団体等の場合は、区に登録することにより基準該当事業者として、サービスを提供することが出来ます。

基準該当事業は、次のとおりです。

- 訪問介護(ホームヘルプ)
- 訪問入浴介護
- 通所介護(デイサービス)
- 福祉用具貸与
- 居宅介護支援(ケアマネージャー)

問い合わせ先

介護保険の相談・申請窓口 = 杉並区役所 3312 2111

介護保険の資格・保険証・保険料、利用者負担のこと = 介護保険課
介護認定審査会・認定結果・主治医意見書のこと = 介護支援課認定係

要介護認定の相談・申請窓口

介護支援専門員(ケアマネージャー)のこと

名称	所在地	電話番号
ケア24阿佐谷(河北総合病院内)	阿佐谷北 1 7 3	3339 1588
ケア24荻窪(保健医療センター内)	荻窪 5 20 1	3391 0888
ケア24上井草(特別養護老人ホーム上井草園内)	上井草 3 33 10	3396 0024
ケア24高井戸(浴風会ケアハウス内)	高井戸西 1 12 1	3334 2495
ケア24西荻(西荻窪診療所内)	西荻南 4 2 7	3333 4668
ケア24堀ノ内(老人保健施設ウェルファー内)	堀ノ内 1 6 6	5305 7328
ケア24和田(老人保健施設グレイス内)	和田 1 40 15	3380 0024
東福祉事務所高齢者介護係	和田 2 7 7	3381 0111
西福祉事務所高齢者介護係	天沼 3 30 40	3398 9104
南福祉事務所高齢者介護係	高井戸東 4 10 26	3332 7221
介護支援課高齢者介護係	阿佐谷南 1 15 1	3312 2111

痴呆症高齢者グループホームを運営しませんか
痴呆性高齢者グループホームは、痴呆対応型共同生活介護」という介護保険のサービスのひとつです。
区では、痴呆性高齢者が地域で暮らし続けていけるように、グループホームを整備していきます。
自分の家をグループホームとして提供していただける方や、運営を目指している社会福祉法人・NPO法人などの相談を受け付けています。
問い合わせは、計画推進課へ。

募集します

杉並区介護保険

運営協議会委員

区の介護保険事業に関する事項を調査審議するための協議会です。委員は、区民、区議会議員、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者により構成されます。
このうち、区民委員を募集します。
【対象】区内在住で20歳以上の方【任期】三年【募集人数】八名
申し込みは、杉並らしさを生かした介護保険事業のために「をテーマにした作文(一〇〇〇字程度)に住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を書いて、4月20日(必着)までに計画推進課へ郵送。選考により決定します。
問い合わせは、計画推進課へ。

重複している介護保険に含まれない区の高齢者福祉サービス

サービスの内容	介護保険		対象となる方		費用	問い合わせ先
	給付対象の方	給付対象外の方	年齢	その他の要件		
買い物などの家事や、通院など外(3時間を限度におおむね週2時間)	x		65歳以上(65歳未満の初老期痴呆の方を含む)	家事や外出の一部に手助けの必要な方	所得に応じて負担(無料~2割以内)	福祉事務所
・段差解消など在宅生活を継続する住宅改修工事			65歳以上	日常生活動作能力の低下により転倒などの危険のある方		
が困難な方への夕食配達(一部昼)			65歳以上	高齢者ひとりぐらしや高齢者世帯および日中、家族が勤務により不在で食事をとることが困難な方	1食440円	高齢者事業課(申し込みは、各ふれあいの家へ)
・ダンスなどのレクリエーション	x		65歳以上	要介護認定の非該当(自立)者で、敬老会館に通える方	12年度は無料	高齢者活動支援センター
者活動支援センター、敬老会館	x		60歳以上	身体機能が低下しているが、敬老会館に通える方		
後間もない方は週2回(基本動作との訓練(必要に応じて送迎あり))	x		40歳以上	高齢、病気などで心身機能の訓練が必要な方	無料(診断書料は自己負担)	高齢者事業課
保健センター、高円寺保健センター			40歳以上	退院後6カ月程度までの方で、機能の訓練が必要な方		
と体操【会場】敬老会館(29館)			60歳以上	健康体操ができ、敬老会館に通える方	無料	高齢者活動支援センター
と、リハビリや口腔衛生・栄養バ			40歳以上	保健・機能訓練・歯科・栄養について家庭での指導が必要な方(給付対象者の機能訓練は、退院早期の方のみ)	無料	高齢者事業課
どで体が不自由だったり痴呆症状のご家族の自主的なグループ活動(芸など)を支援				心身機能に低下が見られる方やその家族・ボランティアなど		高齢者事業課
とりに合った紙おむつを自宅など	x		65歳以上(65歳未満の方は、痴呆または特定疾病の方を含む)	次の ともに該当する方 おむつを使用している方または失禁状態にある方 介護保険施設に入所していない方	使用したおむつの実額の1割 ただし、世帯全員が住民税非課税の場合は無料	高齢者事業課
理髪サービス(年4回)			おおむね65歳以上	心身の機能の低下、障害および傷病等の理由により、その家庭でなければ理髪できない方	所得に応じて負担(無料~2割以内)	高齢者事業課
ットレスの洗濯(年2回) ・マットレス・毛布の乾燥サービス提供			おおむね65歳以上	心身の機能の低下、障害および傷病等の理由により、ねたきり等の状態の方	所得に応じて負担(無料~2割以内)	高齢者事業課
内で急病など緊急事態になったときは民間業者に通報することで救済サービスの提供			おおむね65歳以上	次の ともに該当する方 ひとりぐらし、または高齢者のみの世帯などの方 心臓病・高血圧などの慢性疾患による発作などで、常時注意を要する方	所得に応じて負担(無料~2割以内)	高齢者事業課(募集は改めて広報でお知らせ)
災による緊急事態に備えて、火動消防装置 ガス安全システム 給付			おおむね65歳以上	次の のいずれかに該当する方 ねたきりの高齢者世帯等 心身の機能の低下にともない防火の配慮が必要な方 電磁調理器以外は耐火住宅以外に居住している方	所得に応じて負担(無料~2割以内)	高齢者事業課
者が徘徊したとき、介護者に位置			おおむね65歳以上	痴呆性で徘徊のある高齢者を介護している方	所得に応じて負担(無料~2割以内)	高齢者事業課(募集は改めて広報でお知らせ)
の貸とおよび毎月の基本料の助成			おおむね65歳以上	次の に該当する方 ひとりぐらし、または高齢者のみの世帯で、近隣に親族のいない方 世帯全員が住民税非課税の方	無料	高齢者事業課(申し込みは、各福祉事務所へ)
に住んでいる方が友愛訪問員とし			おおむね65歳以上	ひとりぐらし、または高齢者のみの世帯	無料	高齢者事業課
技などの研修 れあいの家			特になし	家庭で高齢者の介護にあたっている方や、介護に関心のある方	無料(材料費は自己負担)	高齢者事業課(申し込みは、各ふれあいの家へ)
・ケア24へ。 認定で要介護・要支援となった方です。						
に、要介護状態に応じたサービス額(月額)の範囲で提供 種類 訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与・短期入所生活介護・養介護			次の いずれかに該当し、杉並区保健・福祉サービス利用証の交付を受けている方 40歳から65歳未満の特定疾病以外の疾病による痴呆の方 40歳未満の痴呆の方		利用したサービスの1割	介護支援課

ることは、各保健センターへ。

12年4月から見直しを行った主な高齢者福祉サービス

を支援することを目的に、12年4月から次の新規のサービスを開始するとともに、介護保険制度や他のサービスと目的が重複しているサービスなど

高齢者ショートステイ・ホームケア デイサービス	痴呆性高齢者ショートステイ 痴呆性デイホーム	巡回入浴サービス 24時間巡回型介護 ホームヘルプサービス	福祉機器の貸与・給付	住宅改造費助成
高齢者おむつの支給 探索システム	家事・付き添いサービス 施設退所高齢者支援事業	住宅改修費助成 いきいきデイサービス グループリビング支援事業	高齢者火災安全システム	徘徊高齢者探
高齢者の介護手当 サービス	インターホン・プザーの設置 友愛訪問の給食サービス(友愛訪問制度は継続)	専用電話の電話料助成	高齢者のおむつ代の支給	通所給食サービス 施設入浴

地域での生活を支援します

区の高齢者福祉サービス

平成12年4月の介護保険制度の実施に伴い、高齢者福祉は大きく変わろうとしています。

区では、「杉並区保健・福祉計画」に基づき、介護保険サービスと介護保険に含

まれない高齢者福祉サービスなどを総合的に実施し、すべての高齢者が住みながら地域で安心して暮らしていけるよう支援していきます。

「保」など、さまざまな視点からこれまでのサービスを見直し、要介護状態になることを予防する介護予防・生活支援サービスや、介護の軽減を図る介護関連サービスの充実を図りました。

いつまでも元気に自分らしく
介護予防・生活支援サービス

介護保険サービスの給付対象とならない高齢の方などに、介護を必要としない元氣な生活をしていただく

ため、介護予防と生活支援サービスの総称です。外出がかなり少なくなったり、転倒しやすくなった

12年度に予定

サービス名		
介護予防・生活支援サービス	家事・付き添いサービス	掃除・洗濯・出のお手洗い程度)
	住宅改修費助成	手すりの設置するのに必要な
	配食サービス	調理や買い物食)
	いきいきデイサービス	週1回、手芸活動。 【会場】高齢(6館)
	機能訓練(リハビリ教室)	週1回(退院後転倒予防など) 【会場】荻窪一、高齢者活
	健康体操	月1回、講義
	訪問指導事業	病気や体のコンランスなどの
	地域リハビリテーション自主グループ活動支援	病気や加齢がある方やそ(体操・手工
	高齢者等おむつの支給	利用者一人ひとへ配送(原則
	高齢者理髪サービス	自宅での出張
高齢者寝具洗たく乾燥サービス	敷ぶとん・マ掛・敷ぶとんス(毎月)の	
高齢者緊急通報システム	高齢者が家庭き、消防庁ま助されるサー	
高齢者火災安全システム	家庭内での火災警報機 自電磁調理器の	
徘徊高齢者探索システム	痴呆性の高齢情報の提供	
福祉電話の貸与	区名義の電話	
友愛訪問	高齢者の近所て家庭訪問	
家族介護教室	介護知識・実【会場】各ふ	

老人福祉手当を見直します

申請は6月30日まで

老人福祉手当は、在宅での介護サービスが不十分な昭和40年代に、施設入所者に比べ受けられるサービスに差があることから創設された都の手当です。区は、都の制度より対象者を拡大して実施してきました。

区民の方 昭和10年3月31日以前に生まれた方(痴呆と診断された場合は、昭和10年4月1日以降に生まれた方も含みます)三カ月以上ねたきりや痴呆の状態、日常生活に介護が必要な方
ただし、特別養護老人ホームなどの施設入所者は受けられません。
問い合わせは、高齢者事業課へ。

変更内容
今後三年間の支給額は、下表のとおり毎年四分の一ずつ順次減額します。
12年4月1日以降に支給要件に該当した方は対象となりません。

ただし、12年3月31日までに支給要件に該当している方は、12年6月30日まで申請できます。
対象の方は速やかに手続きを行ってください。

【対象】12年3月31日時点で次のすべての支給要件に該当している方

手当額 (月額)

区分	現行	12年度	13年度	14年度
70歳以上	55,000円	41,250円	27,500円	13,750円
65歳以上 70歳未満	所得 基準額以下	45,000円	33,750円	22,500円
	所得 基準額超	30,000円	22,500円	15,000円
重度心身障害者手当 受給者	30,000円	22,500円	15,000円	7,500円

介護保険で障害者福祉サービスの一部が変わります

障害者の方も、介護保険のサービスを利用するためには、介護や支援が必要であるという認定を受けなければなりません。65歳以上および40歳以上65歳未満の特定疾病に該当する方は、介護保険の要介護認定の申請をしてください。

その結果、要支援・要介護と認定されたとき、介護保険によるサービスを優先して受けていただきます。ただし、「自立」と認定された方や、介護保険のサービスを受けられる方であっても障害者固有のニーズによるサービスが必要と認められる方については、独自の高齢者サービスまたは障害者サービスが受けられる場合があります。(下表)

サービス名	介護保険と障害者福祉サービス	問い合わせ先
ホームヘルプサービス等	介護保険サービスが受けられます 視覚・聴覚・知的障害者等=障害の状態によって、介護保険サービスと障害者サービスが受けられる場合があります。 全身性障害者介護人派遣=介護保険サービスを受けたうえで、不足するサービスについて派遣を受けられます。 ガイドヘルパー派遣、重度脳性麻痺者介護人派遣、重度心身障害者ホームヘルパー特別派遣=従来どおりです。	福祉事務所 障害者福祉課
巡回入浴サービス	介護保険サービスが受けられます 65歳以前から障害者巡回入浴サービスを受けていた方など一定の条件に該当する方()は、介護保険サービスを受けたうえで年12回の障害者サービスが利用できます。	障害者福祉課
ショートステイ	介護保険サービスが受けられます 40~65歳未満の特定疾病の方は、障害の状態により介護保険サービスで対応できないとき、障害者サービスが利用できます。	障害者福祉会館
機能訓練・デイサービス	介護保険サービスが受けられます 自立・社会参加等を目的とするときは、可能な範囲で障害者サービスが利用できます。	障害者福祉会館
福祉用具の貸与・給付	介護保険サービスが受けられます 介護保険に無い品目等については、障害者サービスが利用できます。	福祉事務所
住宅改修費助成	65歳以上の方=介護保険サービス、高齢者サービス、障害者サービスが受けられます。 40~65歳未満の特定疾病の方=介護保険サービスを受けたうえで不足するサービスについて障害者サービスが受けられます。	福祉事務所

一定の条件に該当する方とは 障害者巡回入浴サービスを受けていた方が65歳以上になったとき 40~65歳未満の方が特定疾病になったとき 平成12年3月31日現在高齢者巡回入浴サービスを受けていた方で、65歳未満のときに身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度の交付を受けている方。

高齢者サービスの変更等に伴い、次の障害者サービスが変更になります。
理髪サービス、寝具洗たく乾燥サービス、おむつ支給=65歳以上の方は、原則として高齢者サービスへ移行します。また、おむつの支給は今までの現金給付から現物給付となります。
介護手当=65歳以上と、40歳以上65歳未満の特定疾病に該当する方を介護する方への支給はなくなります。

問い合わせ先

区役所高齢者事業課 介護支援課 障害者福祉課	3312 2111
高齢者活動支援センター	3331 9211
障害者福祉会館	3332 6121
福祉事務所 ケア24	3ページをご覧ください
保健センター	荻窪 = 3391 0015 高井戸 = 3334 4304 高円寺 = 3311 0116 上井草 = 3394 1212 和泉 = 3313 9331

配食サービス・家族介護教室については、下記ふれあいの家(高齢者在宅サービスセンター)へ。

施設名	電話番号
荻窪ふれあいの家	3220 9637
松ノ木ふれあいの家	3318 2660
阿佐谷北ふれあいの家	3338 8630
高円寺北ふれあいの家	3330 4903
和田ふれあいの家	3312 9556
清水ふれあいの家	3394 0455
上荻ふれあいの家	3301 2256
下井草ふれあいの家	3390 8074
上井草ふれあいの家	3394 9831
和泉ふれあいの家	3321 4808
南陽園高齢者在宅サービスセンター	3334 2743
永福ふれあいの家	3327 5811

= 配食サービスのみ

利用のご相談は、各問い合わせ先・福祉事務所「介護保険給付対象の方」とは、介護保険の

若年痴呆症者支援事業	若年痴呆の方を、利用限度サービスの通所介護・短期入所療
------------	-----------------------------

杉並区保健・福祉サービス利用証の交付に関する

区では、高齢者の自立生活や、家族の方の介護の見直しをしました。

介護保険の給付となるサービス	新たに始まるサービス(介護保険に含まれない高齢者福祉サービス)
12年3月31日までに終了となるサービス	

「保健・福祉計画」・「介護保険事業計画」

がまとまりました

それぞれの計画の概要についてお知らせします。

●保健・福祉計画

昨年9月に「保健・福祉計画」の素案を公表し、広報すぎなみによるアンケートや関係団体などをとおして区民の皆さんから多くのご意見をいただきました。また、保健・福祉サービス調整会議、民生・児童委員総務協議会、障害者福祉懇談会などの機関からもご意見をいただきました。

計画は、12年度・16年度までの5年間の目標を示しています。そして、**人間の尊重**
自立の促進
生活の質の向上
自己決定の尊重

●計画推進のための具体的施策

アンケートで寄せられた意見・要望は、現在のサービスを低下させないで計画を推進してほしい、駅前保育の実施、痴呆性グループホームの整備と充実、高齢者の訪問介護やデイサービス等、自立支援のための

の4つの基本理念のもと

●介護保険事業計画

この計画は、介護保険法に基づき、区の介護保険事業の基本となるべき指針として策定しました。今回の計画は平成12・16年度の5年間を計画期間とします。三年ごとに改定する予定です。

●介護保険事業の基本概念

「保健・福祉計画」(介護保険事業計画含む)は区役所二階の区政資料室および図書館で閲覧できます。区政資料室では、一冊一〇〇円で販売しています(貸し出し用もあります)。

区は、高齢者の権利を保護し、寝たきりなどの予防に力を入れるとともに、介護を要する状態になっても高齢者自身の希望が尊重され、自立した生活が送れるような生活の質の維持・向上を目指した支援を行ってまいります。

「保健・福祉計画」の主な事業

表・1 みんなの健康を確保するために

○健康づくり活動の支援(健康づくり教室の充実や健康づくりに主体的に取り組む自主グループを育成し、健康づくりの輪を広げていく-新規50グループ)
○結核感染の危険が高い集団への予防対策の強化(結核集団感染の起こりやすい高齢者福祉施設や学校などにおける検診の状況を把握し、未実施施設などに検診を勧奨する)など83事業

表・2 子どものすこやかな成長のために

○乳幼児保育の充実(産休明け保育等の乳幼児保育を充実する-新規3園)
○虐待防止の取組み強化(児童の虐待防止についての理解を深めるため広報活動の充実や早期発見に努め「杉並区児童虐待防止連絡会」のもとに取り組みを強化する)など39事業。

表・3 高齢者がゆたかに、より自立して生きるために

○デイサービスの充実など35事業。(4面参照)

表・4 障害者の自立と生活の安定のために

○重度身体障害者の通所施設の整備(自立と社会参加の促進を図るため整備する-新規1所)
○民営通所施設への助成(多様な福祉的就労の場を確保するために、小規模通所授産施設等への助成を行う-新規4所)など40事業

表・5 地域に「共に生きる」福祉基盤を育てるために

○適切な苦情処理の仕組みづくり(誰もが気軽に福祉サービスの相談ができ、問題の解決につなげるとともに、意見・要望に迅速に対応するための身近な相談助言機関や第三者機関などの整備を図る)
○情報提供の充実(必要なときに適切なサービスを選択できるよう保健・医療、福祉サービスに関する情報提供体制を整備する)など32事業

●介護予防施策の推進

いつまでも自立した生活を送るためには、介護予防のための施策が重要です。そこで、介護保険の給付対象にはならないが、何らかの介護を必要とする高齢者を対象に、身近な地域の中で各種支援を受けることができるための体制整備に努めます。

●健康の保持増進

加齢等によって心身の機能が低下しても、自立した日常生活が継続できるように、要介護状態をもたらずような疾病等の予防を図り、健康相談・健康教育の充実を図ります。

効率的な執行体制の確立
保険事業の安定的な運営を行い、被保険者が真に必要なとする介護サービスを的確に供給するために、最小の経費で最大の効果を上げる効率的な執行体制の確立に努めます。

●民間事業者間の連携の確保等とその支援

地域における介護力を高めるため、区民の積極的な参加による福祉文化を育てるため、地域の自主グループやNPO団体、基準該当事業者に対して活動の支援を行うたり、日常生活を支援するためのサービスの充実、生きがいの充足のための条件整備等を行ってまいります。

区は、事業者連絡会を定期的に開催するとともに、インターネットホームページ、WAMネット等により各種情報の共有化を図ることにより、事業者間の連携体制を強化します。

●地域の関係団体との連携体制

区は、各団体代表者の介護保険運営協議会への参加、関係団体連絡会の開催等を通じて、情報提供を積極的に行うとともに関係団体の意見を聴き、事業に反映させることで、相互の信頼関係のもと、連携体制を確立させます。

●区が取り組むべき課題 サービス基盤整備の推進

利用者が必要な時に必要

区社会福祉協議会、在宅介護支援センター、さんあい公社に対する支援と調整(区社会福祉協議会)

計画期間における人口推計等

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
総人口	512,807人	512,373人	511,528人	510,339人	508,787人
第二号被保険者数 (40歳以上65歳未満)	160,123人	159,648人	159,543人	160,174人	161,255人
第一号被保険者数 (65歳以上)	85,144人	87,020人	88,698人	89,835人	90,780人
<高齢化率> (総人口比)	16.6%	17.0%	17.3%	17.6%	17.8%
介護保険の給付対象となる 第一号被保険者数	10,549人	10,865人	11,170人	11,413人	11,644人
<出現率> (65歳以上人口比)	12.4%	12.5%	12.6%	12.7%	12.8%

(注)1.各年度の人口数は、平成8年から平成11年までの住民基本台帳による人口数及び外国人登録されている人口数を用いて推計したものです。(各年度10月1日基準日)2.「介護保険の給付対象となる第一号被保険者数」は、高齢者実態調査結果による出現率をもとに推計したものです。

表1 居宅サービス量の見込み

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
訪問介護					
必要量(回/週)	19,693	21,915	23,653	25,569	27,844
供給率	100%	100%	100%	100%	100%
サービス提供量(回/週)	19,693	21,915	23,653	25,569	27,844
訪問入浴介護					
必要量(回/週)	681	751	777	816	882
供給率	100%	100%	100%	100%	100%
サービス提供量(回/週)	681	751	777	816	882
訪問看護					
必要量(回/週)	2,066	2,311	2,467	2,652	2,899
供給率	63.69%	70.27%	76.85%	83.42%	90.00%
サービス提供量(回/週)	1,316	1,624	1,896	2,213	2,609
訪問リハビリテーション					
必要量(回/週)	318	346	346	354	378
供給率	12.57%	21.93%	31.29%	40.64%	50.00%
サービス提供量(回/週)	40	76	108	144	189
通所介護、通所リハビリテーション					
必要量(回/週)	8,447	8,675	8,784	8,922	9,114
供給率	62.32%	65.49%	68.66%	71.83%	75.00%
サービス提供量(回/週)	5,264	5,681	6,031	6,408	6,835
短期入所生活介護、短期入所療養介護					
必要量(週/6月)	10,074	10,458	10,576	10,776	11,128
供給率	51.38%	57.28%	63.19%	69.09%	75.00%
サービス提供量(週/6月)	5,176	5,991	6,683	7,446	8,346
居宅介護支援					
必要量(要介護等高齢者数)	8,088	8,312	8,410	8,534	8,720
利用率	99.51%	99.51%	99.51%	99.51%	99.51%
サービス提供量(利用者数)	8,048	8,272	8,369	8,492	8,677
居宅療養管理指導					
利用者数	3,514	3,955	4,350	4,767	5,232
利用率	43.44%	47.58%	51.72%	55.86%	60.00%
痴呆対応型共同生活介護					
必要量(人数)	93	95	96	96	98
供給率	0.00%	6.29%	22.99%	29.02%	28.49%
サービス提供量(人数)	0	6	22	28	28
福祉用具貸与(利用者数)					
歩行器	1,555	1,618	1,680	1,737	1,791
車椅子	5,102	5,220	5,240	5,288	5,387
特殊寝台	1,616	1,614	1,500	1,430	1,428
マットレス	1,616	1,614	1,500	1,430	1,428
徘徊感知器	64	64	60	58	58
エアーマット	866	861	789	743	739
特定施設入所者生活介護					
利用者数	95	105	115	125	135

表中の必要量やサービス提供量などの各数値は、表示桁数未満を四捨五入しているため、計算で求めた数値と一致しないところがあります。

区と区民等との役割分担

区民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分自身の健康管理と健康を損なった場合の悪化を防ぐ努力 ・地域における支えあいの基盤の強化 ・杉並区にふさわしい介護保険を区民の立場からつくり出す 	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・良質なサービスの提供 ・介護を必要とする状態を軽減する視点からのサービス提供・利用者本人、家族との密接な連携作り ・的確な情報提供、苦情処理体制の整備
-----------	--	------------	--

区	
保険者として	事業者として
<ul style="list-style-type: none"> ・制度の安定的運営・民間事業者の参入の促進 ・事業者に対する的確な指導を行い、良質なサービスの確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度発足時に不足が予測される一部サービスを、当分の間提供していく ・民間事業者の範となるサービスの提供に努める

介護給付等対象サービスの種類ごとの現状と見込みおよびその確保のための方策

介護給付等対象サービスの計画期間におけるサービス見込量は、表1、2のとおりです。

訪問介護(ホームヘルプ)

民間事業者との連絡会を設置するなど区と事業者との連携体制を強化し、民間事業者の事業参入を促進します。特に、巡回介護型の事業実施の働きかけを行います。

訪問看護

区内の訪問看護ステーションに対し供給量の増加を促すとともに、新規事業者の参入を促進します。

通所介護(デイサービス)

今後とも区有施設の利用状況を把握しながら、学校余裕教室など既存施設の活用によるデイサービス施設の整備を進めていきます。また、区内に特別養護老人ホームが建設される場合に併設するよう誘導していきます。

短期入所生活介護(ショートステイ)

区内に特別養護老人ホームが建設される場合に併設するよう誘導していきます。

短期入所療養介護(ショートステイ)

区内や近隣区市にある介護老人保健施設などへ個別に働きかけを行い、サービスの実施や供給量の拡大を図っていきます。

痴呆対応型共同生活介護(痴呆性高齢者グループホーム)

民間住宅の活用や区内に特別養護老人ホームが建設される場合に併設するよう誘導するほか、公営住宅との併設などにより整備を図っていきます。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)および介護老人保健施設都が策定した介護保険事業支援計画に基づき、区内に施設が建設される場合には、建設助成を行っていきます。

介護療養型医療施設

区内にある療養型病床群や介護力強化病院に対し、介護保険施設としての指定に向けて、個別に働きかけを行っていきます。

表2 施設サービスの量の見込み

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
施設サービス総数	2,461人	2,553人	2,760人	2,879人	2,924人
65歳以上人口比	2.89%	2.93%	3.11%	3.20%	3.22%
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) (内は、経過措置 対象者数(内数))	1,305人 (98人)	1,376人 (77人)	1,561人 (55人)	1,652人 (33人)	1,671人 (11人)
65歳以上人口比	1.53%	1.58%	1.76%	1.84%	1.84%
介護老人保健施設 (老人保健施設)	388人	410人	431人	459人	485人
65歳以上人口比	0.46%	0.47%	0.49%	0.51%	0.53%
介護療養型医療施設 (療養型病床群等)	768人	768人	768人	768人	768人
65歳以上人口比	0.90%	0.88%	0.87%	0.85%	0.85%

表中の各数値は、表示桁数未満を四捨五入しているため、総数が一致しないところがあります。

保険給付の円滑な実施を図るために

区が必要と認める事項

介護サービスの質の向上

良質なサービスを確保するため、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者への指導・助言や情報提供に努めていきます。

居宅介護支援事業者

(介護支援専門員)

サービス提供の要となる介護支援専門員には、専門的な知識や技術が求められます。個々の資質を高めるため区独自の研修や、ガイドブックの発行等を行います。また、関係するサービス事業者等との連携を高めていきます。

居宅サービス事業者等

在宅サービスの中心であるホームヘルパーの養成では、2級ヘルパーを中心として、3級ヘルパーの養成も求められています。今後も事業者連絡会を開



後、区の保健福祉サービス

催し、区と事業者、事業者相互の連携の強化を図りながら、指導・助言や情報提供などに努めていきます。

相談・情報提供

広報体制等の整備

相談

高齢者に対する相談は、区役所、在宅介護支援センター等をはじめ、多くの窓口で対応しています。

在宅介護支援センター

高齢者福祉全般の総合的な相談や、関係機関との連絡調整を行い、在宅要介護高齢者の自立支援と要介護状態の予防や悪化防止に努めていきます。特に、申請や相談が困難な高齢者については積極的な働きかけを行っています。

民生・児童委員

制度実施後は、高齢者福祉、地域福祉の推進のため一層重要な役割を担うこと

になります。

高齢者の日々の生活に密着した、きめ細かな相談・援助活動が期待されています。

まちかど介護相談薬局

高齢者が気軽に立ち寄り

相談できる場所として、今

後、区の保健福祉サービス

を紹介するなどの情報提供に重要な役割を果たしていくことが期待されています。

情報提供・広報体制

区は、区民の意見を制度に反映しやすい仕組みとするために、インターネットホームページ、パンフレット、ガイドブックなどの作成により、十分な情報提供を行います。

苦情処理

介護保険法による苦情処理機関としては、国保連合会、都介護保険審査会などの仕組みが法定されていますが、これらの苦情は保険者である区がまず対応し、解決を図る努力をすることが重要と考えています。申し立て者の意向を尊重しながら、各機関が一体となつて解決にあたることでできるように、連携体制の確立に努めていきます。

介護保険運営協議会

介護保険事業計画の進捗状況の確認、苦情・相談事例の対応策の検討などについて、区長の諮問に応じて区民等の立場から調査審議することを目的として「杉並区介護保険運営協議会」を設置します。

この協議会の区民公募の委員を募集します。詳しくは3面をご覧ください。

介護保険事業計画は、区役所で配布しています。

介護保険事業計画(素案)を修正した主な事項

修正箇所	修正内容
介護保険事業の基本理念 基本理念	「高齢者の人権擁護」の趣旨を新たに記述しました。
区が取り組むべき課題	「地域の相互扶助機能を高める施策の推進」に、住民同士の支えあい、積極的な参加の記述を入れました。 介護予防施策の推進についての項目を新たに追加しました。
区の役割 保険者としての役割	区は利用者の苦情などを主体的に受け止め、事業者に必要なに応じ指導を行う旨を新たに記述しました。
事業者の役割	良質なサービスの提供、サービス評価の実施、的確な情報提供、苦情処理体制の整備、個人情報の保護等を加筆しました。
・介護給付等対象サービスの実績と12年度の見込み ・施設サービスの量の見込み ・居宅サービスの量の見込み	各見込み量等の数値を全面的に見直しました。
各見込み量の算出方法等	見込み量等の算出方法等について、新たに説明を加えました。
介護保険運営協議会	運営協議会の骨格について、新たに記述しました。

介護保険事業費の見込み

区分	12年度	13年度	14年度
施設サービス費用	97億7,200万円	109億9,100万円	117億5,200万円
居宅サービス費用	84億9,900万円	102億5,400万円	111億2,800万円
計	182億7,000万円	212億4,500万円	228億8,000万円

(注)1. 表中の額は百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しないところがあります。2. 居宅サービス費用には、福祉用具購入、住宅改修及び第2号被保険者に係るサービス費用が含まれています。

説明会アンケート等について

昨年の事業計画素案説明会、広報すぎなみ「介護保険事業計画特集号」などでおりましたアンケート結果の主なご意見をお知らせします。

制度・運営について

介護保険のお世話にならないよう、健康に留意していきたい。制度の内容が理解できず、不安。

保険料について

年金だけで暮らしている高齢者に配慮を。保険料は高くてもサービスを充実させてほしい。

利用料について

低所得者に対しては、減免措置など配慮してほしい。

認定について

公平、簡素に。調査員や認定審査会委員の違いで認定の結果に差がないようにしてほしい。相談窓口を充実させる。認定に関する情報は公開を。

介護支援専門員・介護サービスについて

介護支援専門員の資質の向上に努めてほしい。

サービス基盤整備について

在宅サービス
現在のサービス量を低下させないでほしい。受ける側が安心感を持てるような仕組みづくりを。
施設サービス
痴呆性グループホームの整備を。余裕教室などを活用し、高齢者施設を増やしてほしい。

サービス提供事業者について

よいサービス事業者を選ぶにはどうしたらよいか。情報はどこで手に入るのか。事業者に対して、公平な立場からしっかりと監督してほしい。

事業計画について

国や都に対して区民に代って、改善の要望をしてほしい。予防医学など、要支援、要介護にならないための施策の推進が大切。

その他

制度のPRを十分に。苦情処理をしっかりして、受ける側が安心感を持てるようにしてほしい。